

新幹線 500m かれる。 新幹線 500m

湖沼のうち知事が指定する地域(下表) (指定湖沼の水際から200m以内を含む。)	禁止地域	⑱～㉓
特別緑地保全地区のうち知事が指定する地域	禁止地域	㉔
伝統的建造物群保存地区のうち知事が指定する地域	禁止地域	㉕
知事が指定する駅前広場 知事が指定する駅前広場の周囲10m以内	禁止地域 許可区間	下表参照
官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院及び公衆便所の建造物並びにその敷地	禁止地域	全てのもの

道路規制概略図説明

- 1 禁止区間においても、道路に接続して10戸以上家屋が連たんしている区間は、許可区間となります。
- 2 禁止区間に接続する両側100m(高速道路は500m)の地域が禁止地域となります。
- 3 禁止地域に接続する400m(高速道路は500m)の地域が許可地域となります。
- 4 許可区間に接続する両側10mの地域が許可地域となります。

鉄道規制概略図説明

- 1 指定鉄道に接続する両側100m(山陽新幹線は500m)の地域が禁止地域となります。
- 2 禁止地域に接続する400m(山陽新幹線は500m)の地域が許可地域となります。
- 3 鉄道に接続して10戸以上家屋が連たんしている場合は、禁止地域、許可地域から除かれます。

平成20年10月1日から萩市へ事務が移管されました。萩市における規制の概要については、萩市都市計画課で御確認ください。

1:200,000
0 1 2 3 4 5 10 15 20km

平成17年10月1日から下関市へ事務が移管されました。下関市における規制の概要については、下関市都市計画課で御確認ください。

